

事務連絡

平成30年3月9日

(公社)日本動物用医薬品協会
会員 各位

(公社)日本動物用医薬品協会
事務局

「消費税の軽減税率制度の広報・周知等へのご協力のお願い」について

このことについて、添付ファイル文書(写し)のとおり、平成30年3月7日付で農林水産省、国税庁及び中小企業庁から当協会あてに通知がありましたので、お知らせいたします。

なお、添付ファイル文書の別添参考(国税庁作成リーフレット)のとおり、動物用の医薬品、医薬部外品、医療機器及び再生医療等製品は、軽減税率の対象となっていないことから、当協会として説明会等の開催は予定していないことを申し添えます。そのため、必要であれば、地元の税務署等が開催する説明会等をご利用願います。

参考:

[軽減税率制度関係の政府ホームページ特設サイト]

- ・特集-消費税の軽減税率制度 (政府広報オンライン)

https://www.gov-online.go.jp/tokusyu/keigen_zeiritsu/index.html

- ・消費税の軽減税率制度について (国税庁)

<https://www.nta.go.jp/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/index.htm>

(国税庁のホームページは平成30年3月に改定を予定しており、改訂後は当ページのアドレスが変更される可能性があることにご注意ください。)

- ・軽減税率対策補助金 (軽減税率対策補助金事務局)

<http://kzt-hojo.jp/>



平成 30 年 3 月 7 日

日本動物用医薬品協会 殿

農 林 水 産 省
国 税 庁
中 小 企 業 庁

消費税の軽減税率制度の広報・周知等へのご協力をお願い
(協力依頼)

平素から、農林水産行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

平成 31 年 (2019 年) 10 月 1 日から、消費税率の引上げと併せて軽減税率制度が実施されることに伴い、関係府省庁が連携して軽減税率制度の円滑な実施に向けた取組を推進しているところです。

軽減税率制度は、飲食料品等を取り扱う事業者の方だけでなく、消費税の納税義務のない免税事業者を含め、多くの事業者の方に関係いたしますので、会員事業者の皆様が円滑に準備を進めて頂くことは、ひいては貴団体のご発展にも資するものと存じます。

つきましては、下記の説明会等の開催へのご協力及び周知・広報施策等につきまして、貴団体の格別のご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、このことについて、傘下団体に周知いただき、周知していただきましたら、その旨、3 月 13 日 (月) までに下記の連絡先にご連絡をお願いいたします。

また、貴団体におかれては、下記 1. (2) の (別紙 4) 「総会等開催予定一覧表」について、傘下団体の総会等の日程などを取りまとめいただき、3 月 23 日までに下記 1. (1) の連絡先へ提出をお願いいたします。

→ [省略]

記

1. 説明会等の開催へのご協力

(1) 各団体主催の説明会の開催へのご協力

貴団体及び貴団体傘下の各団体におかれては、別紙 1 「消費税軽減税率制度等説明会の開催要領」により、事業者の皆様 (会員のみでも可) に対する各団体主催の説明会の開催をご検討いただきますよう、お願いいたします。

説明会の開催に当たり、貴団体のご要望に基づき、軽減税率制度や事業者支援措置に関する説明講師を派遣させていただきます。

なお、貴団体が説明会を主催する場合は、本省の団体所管課 (下記連絡先) へ別紙 1 次葉「講師派遣申込書」により、お申込みいただきますようお願いいたします。

[連絡先] 〒100-8950

東京都千代田区霞ヶ関 1-2-1

農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課

担当 薬事監視指導班 電話 03-3502-8701

FAX : 03-3502-8275



また、傘下団体におかれては、別紙2「軽減税率制度に係る説明会の講師派遣依頼先一覧」に都道府県ごとの担当部署が記載されておりますので、こちらにご連絡ください。

[参考]

- ・ 軽減税率制度実施協議会（事務局：各都道府県商工会連合会）
広報・周知や説明会の開催等を効果的に実施していくため、中小企業団体や業種団体と国・都道府県を含めた行政機関等が参加する「消費税軽減税率制度実施協議会」を都道府県単位で組織し、消費税の軽減税率制度や中小企業・小規模事業者等の皆様に対する支援措置に関する必要な情報の共有を図っています。
- ・ 都道府県商工会連合会（中小企業庁）
http://www.chusho.meti.go.jp/soudan/ken_shokokai.html
- ・ 消費税軽減税率制度に係る事業者支援措置（補助金等）説明会への講師派遣（中小企業庁）
<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2017/171117zeiritu.htm>

(2) 各団体の総会等における説明へのご協力

国税庁、国税局及び税務署では、事業者団体及びその傘下の各団体の総会や研修会など、事業者の皆様が参加される会議（以下「総会等」という。）においても、団体からのご要望に基づき、職員を派遣し、軽減税率制度の説明（30分程度が望ましいですが、そうでなくとも結構です）を行わせていただきます。

つきましては、貴団体及び貴団体傘下の各団体（都道府県単位や支部単位）の総会等の日程、連絡先、講師派遣のご要望の有無につきまして、別紙4「総会等開催予定一覧表」により、上記（1）の連絡先宛にご回答いただきますよう、併せてお願いいたします。

[省略]

また、説明後、制度理解等に関するアンケートにご協力いただくこともありますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

なお、講師派遣のご要望をいただかなかった団体に対しても、国税局又は税務署から、総会等での説明に関するご協力やご検討のお願いに伺うこともありますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

2. 説明会の開催日程及び相談窓口の案内へのご協力

貴団体及び傘下の各団体におかれては、会員事業者の皆様に対して、税務署等が開催する説明会の日程〔参考1〕の周知にご協力をお願いいたします。また、傘下の各団体及び会員事業者の皆様から各種の相談等がある場合には、国の相談窓口〔参考2〕をご紹介いただきますよう、お願いいたします。

[参考1：説明会の日程]

- 消費税軽減税率制度説明会の開催予定一覧【国税庁】

<https://www.nta.go.jp/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/06.htm>

（国税庁のホームページは平成30年3月末に改定を予定しており、改定後は特

設サイトのアドレスが変更される可能性があることにご注意ください。)

[参考2：国の相談窓口]

- 軽減税率制度の内容に関する相談【国税庁】
 - ・ 消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）
0570-030-456（ナビダイヤル）
（受付時間）9:00～17:00（土・日・祝除く）
 - ・ 最寄り（又は所轄）の税務署（電話相談センター）
※音声ガイダンスに沿って「3」を選択
（受付時間）8:30～17:00（土・日・祝除く）
- レジ導入・システム改修等の支援に関する相談
軽減税率対策補助金事務局コールセンター【軽減税率対策補助金事務局】
0570-081-222（ナビダイヤル）
03-6627-1317（IP電話用）
（受付時間）9:00～17:00（土・日・祝除く）
- 消費税の転嫁等に関する相談や軽減税率制度の概要に関する問い合わせ
消費税価格転嫁等総合相談センター【内閣府】
0570-200-123（ナビダイヤル）
（受付時間）9:00～17:00（土・日・祝除く）

3. 会員事業者に対する周知・広報施策へのご協力

(1) インターネットを通じた広報へのご協力

貴団体ホームページにおいて、国のホームページ特設サイトへのリンク・バナーの掲載にご協力をお願いいたします。

[軽減税率制度関係の政府ホームページ特設サイト]

- ・ 特集-消費税の軽減税率制度（政府広報オンライン）
https://www.gov-online.go.jp/tokusyuu/keigen_zeiritsu/index.html
- ・ 消費税の軽減税率制度について（国税庁）
<https://www.nta.go.jp/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/index.htm>
（国税庁のホームページは平成30年3月に改定を予定しており、改訂後は当ページのアドレスが変更される可能性があることにご注意ください。）
- ・ 軽減税率対策補助金（軽減税率対策補助金事務局）
<http://kzt-hojo.jp/>

(2) 会員事業者に対する広報資料配布へのご協力

軽減税率制度の内容及び中小企業・小規模事業者等の皆様に対する支援措置に関する周知・広報のため、傘下の各団体及び事業者の皆様に対して、関係府省庁が作成した各種パンフレット等の広報資料の配布にご協力をお願いいたします。

[参考]

- ・ 国税庁作成リーフレット「平成31年（2019年）10月1日から消費税の軽減税率制度が実施されます」（別添資料）
国税庁ホームページ（国税庁）

<https://www.nta.go.jp/>

4. その他

軽減税率制度の円滑な実施に向け、事業者の皆様の制度理解等が進んでいることを検証するため、上記1・2の説明会においてアンケートを実施させていただく場合があります。当該アンケートの実施に当たりましては、特段のご配慮をよろしくお願いいたします。

消費税軽減税率制度等説明会の開催要領

説明会を主催いただきたい団体

- ◇ 貴団体
- ◇ 貴団体の傘下団体（地域ブロックや都道府県単位の連合会、支部など）
 - ※ 市町村単位の傘下団体が多数ある場合には、郡部や税務署管轄区域などの単位で開催いた
ただいても差支えありません。
- ◇ 複数の異なる団体が共同で説明会を開催されても差支えありません。
- ◇ 上記の団体が、他の行政機関（所管省庁（地方支分部局）又は税務署）と共催で説明会を
開催されても差支えありません。（ただし、行政機関との共催の場合は、団体に属していない
一般の事業者の方もご参加いただけるよう、ご配慮をお願いいたします。）

説明会で周知・広報いただきたい内容

- ◇ 消費税軽減税率制度の概要
- ◇ 制度実施に伴って日々の業務（売買取引や経理処理）で対応が必要となる事項、帳簿・請
求書等の記載方法、消費税の申告の仕方
- ◇ 軽減税率が適用される飲食料品の取扱いがない事業者や免税事業者でも対応が必要となる
事項
- ◇ 中小企業・小規模事業者等を対象とする軽減税率制度対策補助金 など

説明会の開催時期・回数

- ◇ 各単位団体において、平成29年4月から平成31年（2019年）9月までの間に1回以上の
開催をお願いいたします。
- ◇ 飲食料品を取り扱う業種団体におかれては、上記期間内に、①基本的な制度、②実務的な
内容（製造・卸売・小売等業態に応じた対応など）のそれぞれについて、各1回以上の開催
をお勧めします（レジ改修やシステム修正に準備期間を要しますので、なるべく早期の開催
をお願いいたします。）
- ◇ 説明者は、国税庁等の職員のほか、団体の顧問税理士など専門知識のある方でも構いま
せん。

講師派遣のお申込み

- ◇ 貴団体が説明会を主催する場合は、本省の団体所管課（下記連絡先）へ次葉「講師派遣申込書」により、お申込みいただきますようお願いいたします。

〔連絡先〕 〒100-8950 （※関係団体所管課の担当者を記載願います）
東京都千代田区霞ヶ関1-2-1
農林水産省〇〇局〇〇課 担当 〇〇 電話 03-
電子メール：
FAX：03-

- ◇ 傘下団体におかれては、別紙2「軽減税率制度に係る説明会の講師派遣依頼先一覧」に都道府県ごとの担当部署が記載されておりますので、こちらにご連絡ください。

ご留意いただきたい事項

- ◇ 国税庁（国税局・税務署を含む）では、事業者団体の総会や研修会など、会員事業者の皆様が参加される会議等につきましても、団体のご要望や日程に応じて、職員を派遣し、軽減税率制度の説明をいたしております。

貴団体において上記の説明会の開催が難しい場合は、この総会等での説明をご利用いただく方法もありますので、是非ご検討いただきますようお願いいたします。

- ◇ 説明会の開催、総会等での説明のいずれも難しい場合は、税務署等が開催する説明会に、会員事業者の皆様をご案内いただくことも可能ですので、その場合は、説明会を開催する税務署を所管する国税局消費税課（沖縄国税事務所間税課）（別紙2）にご相談いただきますようお願いいたします。
- ◇ 説明会を開催された団体（講師派遣の申込みをされた団体を除きます）におかれては、お手数ですが、上記連絡先まで開催実績を別紙3によりご連絡をお願いいたします。

別紙 2

軽減税率制度に係る説明会の講師派遣依頼先一覧

都道府県	国税局 担当部署	連絡先
北海道	札幌国税局 消費税課 軽減税率制度係	(011) 231-5011 (内線4250)
青森県・岩手県・宮城県 ・秋田県・山形県・福島県	仙台国税局 消費税課 軽減税率制度係	(022) 263-1111 (代表電話(※))
茨城県・栃木県・群馬県 ・埼玉県・新潟県・長野県	関東信越国税局 消費税課 軽減税率制度係	(048) 600-3111 (内線2497)
千葉県・東京都 ・神奈川県・山梨県	東京国税局 消費税課 軽減税率制度係	(03) 3542-2111 (内線3094・3095)
静岡県・愛知県 ・岐阜県・三重県	名古屋国税局 消費税課 軽減税率制度係	(052) 951-3511 (内線5250)
富山県・石川県・福井県	金沢国税局 消費税課 軽減税率制度係	(076) 231-2131 (内線2416)
滋賀県・京都府・大阪府 ・兵庫県・奈良県・和歌山県	大阪国税局 消費税課 軽減税率制度係	(06) 6941-5331 (内線4362)
鳥取県・島根県・岡山県 ・広島県・山口県	広島国税局 消費税課 軽減税率制度係	(082) 221-9211 (内線3760)
徳島県・香川県 ・愛媛県・高知県	高松国税局 消費税課 軽減税率制度係	(087) 831-3111 (内線409)
福岡県・佐賀県・長崎県	福岡国税局 消費税課 軽減税率制度係	(092) 411-0031 (内線4212)
熊本県・大分県 ・宮崎県・鹿児島県	熊本国税局 消費税課 軽減税率制度係	(096) 354-6171 (内線6331)
沖縄県	沖縄国税事務所 間税課 軽減税率制度係	(098) 867-3601 (内線443)

(※ 代表電話にお問合わせの上、担当部署をお尋ねください。)